第３１号様式（その１）（第５８条第１項）　　　　　　　　　　　　　　　（現場用）

|  |
| --- |
| 消防法による措置の予告　この防火対象物の　　　　に存置されている物件は、火災の予防に危険であると認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者は、　　　　年　　月　　日までに、当該物件を除去すること。　なお、除去されない場合は、消防法第５条の３第２項の規定により強制的に除去するとともに、当該物件の除去、売却、公示等に要した費用を、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者から徴収する。年　　月　　日　　山武郡市広域行政組合 　　　　　　（消防長又は消防署長）　　　　　 |